

2007年1月25日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年1月9日付けで諮問（第238号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜地方検察庁検察官より、刑事訴訟法第507条（「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」）に基づき裁判執行のため、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の照会が同一内容で2件なされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなけれ

ばならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため横浜地方検察庁検察官に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 目的外に提供する情報の提出先及びその内容

ア 生活保護受給者の保護の種類、保護の程度、保護の方法（保護施設の利用等）、保護の開始日、保護の停止日又は廃止決定の有無、現在の生活状況（資産状況）、パン券・宿泊券受給状況の有無、受給状況、最終受給日、受給時の住居

イ 目的外の提供先

横浜検察庁検察官

(3) 目的外に提供する必要性について

ア 本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」としており、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、裁判執行業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

イ 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会が、横浜地方検察庁検察官が裁判執行のために行われるものであり、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外利用は、保護受給者が、横浜地方検察庁検察官からの連絡に応じず裁判執行が速やかになされていないことに起因し、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略するこ

ととしたい。

(5) 提出資料

- ア 裁判執行関係事項照会書
- イ 裁判執行関係事項照会回答書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」としており、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長にその照会に応じなければならない義務まで課すものではない。

しかし、本件照会は、裁判執行業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

かつ、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会が、横浜地方検察庁検察官が裁判執行のために行われるものであり、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められ、受け取った情報については守秘義務が課せられている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

個人情報を目的外に利用させる場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外利用は、保護受給者が、横浜地方検察庁検察官からの連絡に応じず裁判執行が速やかになされていないことに起因する。

以上のことから判断すると、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上